

民族共同体と法(二七)

—NATIONALSOZIALISMUS あるは「法」なき支配体制—

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

二 運命共同体の建設 I (『法経研究』第三七卷第三号、第四号、第三八卷第一・二号、第三九卷第一号)

三 運命共同体の建設 II (『法経研究』第三九卷第二号、第三号、第四号、第四〇卷第一号、第二号、第三・四号)

四 運命共同体から種共同体へ

五 種共同体の建設 I (『法経研究』第四一巻第一号、第二号、第三号、第四二巻第一号、第二号)

六 種共同体の建設 II

(一) 課題としてのドイツ民族の人種改良

(二) 反ユダヤ主義(以上『法経研究』第四三巻第一号)

(三) ユダヤ人商店のポイコットとユダヤ人立法の開始

(四) ニュルンベルク人種法律(以上本号)

(三) ユダヤ人商店の бойコットとユダヤ人立法の開始

(1) ユダヤ人商店の бойコット

『全権授与法』により憲法に制約されない立法権を手中に収め、ひとまず自らの権力基盤を確立したヒトラーが、ゲッベルスをベルヒテスガーデンの山荘に呼び寄せ、「ユダヤ人問題」の解決に向けた最初の組織的な戦いの開始を指示したのは、先の『法律』公布の翌々日、一九三三年三月二六日のことであつた。ゲッベルスはこの時の会見の様子を次のように伝えてゐる。「私はフューラーから呼び出しを受け、ミュンヘンに向かつた。フューラーは、人里離れた山の中で、全体の情勢について慎重に検討を重ね、ようやく結論に達したのだ。外国からのデマ宣伝に対抗しうるのは、その実行者か少なくともそれを利用する者、つまりはこれまで手をつけずに見逃してきたドイツに居住するユダヤ人どもを縮みあがらせることよつてのみである。したがつて、われわれは、ドイツ国内にあるすべてのユダヤ人商店に対する大々的な бойコットに着手しなくてはならない。国外のユダヤ人達も、ドイツに居住する同胞の生命に関わるということがわかれば、少しは考えを改めるであらう。 бойコットの指導者にはシュトライヒャーが任命された。」

三月二八日、ナチス党指導部が布告した『反ユダヤ主義的措置の実行に関する指令』^②は、党の地方管区および各組織に対し、「ユダヤ人商人、ユダヤ人医師、ユダヤ人弁護士に対する бойコットを実際的かつ計画的に実行する」ための「実行委員会」の設置を命じるとともに、計画の実行の詳細につき以下の指示を下した。「実行委員会の任務は、ただちに宣傳啓蒙を行い、 бойコットを普及させることにある。いかなるドイツ人も今後ユダヤ人商人から商品を購入してはならない、またユダヤ人商人およびユダヤ人が背後で経営する商店の宣伝を阻止しなければならない、これが原則である。 бойコットは、民族全体がこれに参加し、ユダヤ人のもつとも嫌がる急所を突かなければならない。…… бойコットは分散的ではなく、電撃的に行うことが必要である。 бойコットの開始は、ポスターの掲示、新聞、チラシ等によつて

周知させなければならない。ボイコットは、四月一日午前一〇時をもって電撃的に開始され、党指導部の中止命令があるまで継続することとする。実行委員会は、もつとも小さな村落に至るまで、ただちに数万人規模の集会を組織し、ユダヤ人のドイツ民族全体に占める割合に比較して、すべての職業におけるユダヤ人の比率を公表せよとの要求を出さなければならない。作戦の衝撃力を高めるため、この要求は、差し当たり、次の三つの領域に限定するものとする。即ち、ドイツの中等学校・高等学校に関する調査、医師に対する調査、弁護士に対する調査。……ナチス主義者諸君！来る土曜日、一〇時を期して、ユダヤ人どもは誰が宣戦布告を受けたかを知ることになるであろう。」³

ボイコットが、ユダヤ人に対する初めての組織的な宣戦布告であったにせよ、しかし、その何週間も前から、既にドイツ各地でユダヤ人に対する攻撃が様々な形で展開されていたことについては多くの報告がある。クラウスニツクによると、たとえば、三月一日、ブラウンシュヴァイクにおいて、弁護士であり後にブラウンシュヴァイクの司法大臣となるSS指導者アルペルスが、SS隊員に対し、「私服」を着用した上で、二つのユダヤ人パートに押し掛け、巧妙なやり方で可能な限りの損害を与えるようにとの命令を下したという。しかも、その際、ご丁寧にも、内務大臣の手によって、警察官の巡回が行われない手筈が予め整えられていたのである。この時期、ゲッチングンやケムニツでも、同様のユダヤ人商店の破壊が、またライプツィヒでは、ポーランド系ユダヤ人に対する虐待、ドレスデンでは、シナゴークに対する襲撃⁴が、ニーダーバイエルンでは、ユダヤ人不動産業者の拉致、殺害事件が報告されている。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

これら一連の行為が偶発的なものでなかったことは、ゲーリングが三月一日にエッセンで行った演説からも明らかであった。「私はドイツ民族を二つに分けて考えたい。一方には、民族に対し信仰告白する者たちが存在し、他方には、民族を壊滅し、破壊しようとする者たちが存在する。何が客観的であるのか、私は知らない。私は主観的な人間である。私は無条件にわが民族を支持し、それ以外の一切を拒否する。……誰であれドイツ民族に対し危害を加えようとする場

合、私は容赦なく警察を投入するであろう。しかし、警察をユダヤ人商店の守衛に仕立てる積もりは毛頭ない。」

迫害は商人等の民間人に限られたものではなかった。たとえば、プレスラウでは、三月一三日、S Aが裁判所の入口を占拠し、ユダヤ人判事や弁護士の建物への立ち入りを妨害するといった事件が発生している。三日後、司法当局は、「司法機関へのユダヤ人の影響力の排除」を求めた警察署長の要請に応え、「住民の不安の掃」を理由に、ユダヤ人弁護士の数の制限と、警察の証明書の携帯を義務づける措置を決定した。ベルリンでも、区裁判所およびラント裁判所において、ユダヤ人裁判官、検事の司法への関与が一部の例外を除き禁止され、そのことを報じた三月二一日付けのフェルキツシャー・ベオバハターは、「ベルリンにおける刑事裁判所がユダヤ人から解放された」とし、「まもなく、いかなるドイツ人も異人種によって判決を下されるといった事態はなくなるであろう」との記事を掲載した。

以上の若干の例からも明らかのように、四月一日のポイコットはユダヤ人に対する迫害行為の開始を意味するものではなかった。その目的は、それ以前既にS Aを中心にして様々な形で行われていた迫害の企てを、三月二八日の『指令』がいう通り、「ドイツ民族全体に普及させる」ことにあったのだ。もともと、翌々日の四月三日に早くも中止命令が出されたポイコットが、当初の狙いを達成しえなかについて、ライプツイツヒ在住のアメリカ領事の評価は否定的なものであった。「ドイツ民族の正義のため敢えて主張されねばならないことであるが、ポイコットは労働者階級や教養ある中産階級の間では決して一般的なものにはならなかった。」

しかし、たとえそうであったにせよ、この作戦が失敗に終わったわけではない。アレンが報告するノルトハイムの実情は、三日間にわたったポイコットが別の面で十二分の効果を発揮したことを教えている。アレンによれば、ナチス登場以前、ノルトハイムでは、「ほとんど反ユダヤ主義が見られなかった」という。「ノルトハイムのユダヤ人の数は僅かなものであった。一九三二年の国勢調査では、全人口一万人の内、ユダヤ教を信仰する者は子供をあわせても一二〇人

に過ぎなかった。町にはユダヤ人居住区といったものはなかった。彼らはノルトハイムの社会にすっかり溶け込んでいたし、彼らが他の市民から区別されていたとするならば、それは宗教によってであった。すべてが町の日常生活の一部として認められていたのである。¹¹ こうした町の状態がナチスの登場によってただちに變化したわけではなかった。反ユダヤ主義がナチスのイデオロギーの礎石であったとして、「ノルトハイムの住民は一般にそのことを理解していなかったし、とりわけユダヤ人がそうであった。彼らは、せいぜいナチスの宣伝を選挙戦術か知的破綻のあらわれ程度にしか考えていなかったし、具体的なプログラムとはほとんど見ていなかった。¹²」しかし、三月二十九日、ナチス党ノルトハイム地方委員会がユダヤ人商店に対するポイコットを呼び掛ける声明文を『ノルトハイム最新ニュース』紙に掲載、さらに三日後、ノルトハイムのユダヤ人成人男子をほぼ網羅する形でポイコットの対象となるユダヤ人、商店の名前が具体的に列挙されるに及んで、多くの市民は反ユダヤ主義が単なる宣伝文句ではないことを思い知らされたのである。¹³ もっとも、四月一日から実施されたポイコットは、ノルトハイムにおいても、住民全体を巻き込んだものとはならなかった。「声明の中で名前を挙げられた会社の一つとしてミューラー銀行があったが、それは堅実で非常に尊敬されている企業であった。四月一日、この銀行の前にS Aの見張りは誰も立たなかったし、業務は普段と変わりなく行われた。他の大部分の場合、S Aの見張りが立ったが、それもほんの数時間でしかなかった。暴力沙汰はおこらなかった。ノルトハイム市民の中には、ポイコットに気付かないものさえいた。¹⁴」たしかにポイコットの「普及化」には失敗したにせよ、しかし、ポイコットはまったく別の面で決定的な効果を発揮したのである。「ユダヤ人に対するポイコットが実行されたことにより」、結局、すべてのノルトハイム市民は、ユダヤ人が今や除け者となったことを悟ったし、ナチスが彼らのプログラムの中の部分についてきわめて真剣に考えているということも理解した。ノルトハイムのユダヤ人に与えたポイコットの影響は破壊的なものがあった。グレゴール・バーリン夫妻にとって、こんなことが起こるとはまったくもって信じられ

ないことであつた。しかし、二人のSA隊員が自分の家の戸口の前に立っているのを見たとき、夫妻にはボイコットの意味がすべて飲み込めた。彼らは外出する勇氣もなく、家に閉じ籠もつたままその日を過ごした。肘掛椅子にがっくりと座りこんだバーリンは、何時間となく同じ言葉を繰り返していた。『自分はこんなことのために、四年間も祖国のために戦つてきたのか。』ゲツベルスが、四月一日、いつもの日記に、『ボイコットはドイツに一つの偉大な精神的勝利をもたらした』と書き記したとして、彼は決して間違つていたわけではなかつたのである。そして、ボイコットが人々に与えた影響、とりわけ「精神的」なそれは、期間中よりも、むしろその終了後により大きな広がりをもせることになる。「銀行家、ミューラーの仕事は表面上何の影響も受けなかつたものの、バーリンの患者は急激に減少し、一九三二年に九〇〇〇マルクあつた収入は、一九三三年には六〇〇〇マルクに落ちこんだ。おそらく大部分のユダヤ人企業がそうであつたらしい。ユダヤ人との付き合いは、人々が氣遣えば氣遣うほど、困難さを増していった。ユダヤ人に対し最下級民との烙印を押す問題は、怠惰な大衆に迫害の組織を押しつけるといった單純な問題ではなかつた。ユダヤ人自身のほうも引込み思案になることによつて事態を悪化させ、また、他の市民のほうも、たとえ迫害そのものに反対であつたとしても、自分自身を護ることで結局はこの体制を後押しする結果となつたのである。ボイコットのすぐ後、『ドイツ人の店』という揭示が多くのレストランのウィンドウに見かけられるようになった。この原則が一度受け入れられると、『ユダヤ人お断り』の揭示が出されるまでたいした時間はかからなかつた。……ユダヤ人自身の反応の仕方は様々であつた。ノルトハイムの最上流階級に属していた銀行家ミューラーは、事態をできるだけ黙殺しようとした。バーリンは、社会的な付き合いからすっかり身を引き、昔の友人に出会ふと、すぐ道の向こう側に渡つてしまつた。自分たちは迫害されているという彼自身の感じは、ユダヤ人と話をしてのを見られるのは不得策であるとの考えを市民の間に広めるのに役立つた。まもなく、バーリンは在郷軍人会や射撃クラブから、『会合に参加しなくなつた』ことを理由に除名するとの手紙を受け

取った。……こんなわけで、ヒトラー政権の最初の半年が終わる頃には、ノルトハイムにおけるユダヤ人の地位は急速に明らかとなった。ナチスの指導者が、ユダヤ人はマルクス主義的・資本主義的な国際的民族毒殺者であるとの演説を行い、また同じような内容の記事が新聞にのせられ、新しい冗談や噂が飛び交うたびに、状況は悪化していった。この新しい事態は、生活の一部となり、人々はそれを受け入れていったのである。¹⁷⁾

(2) ユダヤ人立法の開始

ユダヤ人が「異人種」であること、彼らはドイツ民族共同体の構成員たりえないこと、そしてユダヤ人問題の解決が単なるお題目ではなかったこと、政治指導部は自らの政策をはっきりと実行に移し始めたこと、そうした諸々の事柄を、ユダヤ人、ドイツ人双方に対し疑問の余地なく明らかならしめることに成功したボイコットは、それに続くもう一つの、そしてより制度的なボイコットの開始を告げる前触れでしかなかった。

ライヒ政府は、一九三三年四月七日、「国民的国家的職業官吏団の再建」を目的に『職業官吏団再建法』¹⁸⁾を公布したが、その中で、ライヒおよびラントの直接官吏、間接官吏、地方自治団体および地方自治団体連合の官吏、公法上の団体、およびそれに準ずる機関、企業の官吏の内から、「非アーリア人」官吏の追放を次のように宣言したのである。即ち、「アーリア人血統を有しない官吏は、これを退職させるものとする。名誉官吏は、これを解任するものとする。」¹⁹⁾これが、異人種はドイツ民族体の構成員となりえないとするナチズムの人種思想の最初の立法化措置として、後に一般に「アーリア人条項」の名で呼ばれることになる第三条第一項の規定であった。ただし、ヒンデンブルク大統領が、ヒトラーに宛てた四月四日付けの書簡²⁰⁾の中で、この条項の無条件の適用に懸念を表明したことを受け、『法律』は、第二項において、「一九一四年八月一日以前から官吏であった者」、「世界大戦においてドイツライヒまたはその同盟国のために戦線で戦った者」、「世界大戦においてその者の父または息子が戦死した者」を対象に第一項の適用を免除²¹⁾。さらにこの他、ライヒ内

務大臣に対して、管轄権を有する大臣との協議を条件に、またラント最高官署に対して、それが管轄する在外官吏につき、それぞれ例外的措置の決定を授権。²²⁾ 退職または解任の処分の手続きに関しては、第七条が、その権限を「ライヒ最高官署またはラント最高官署」に授与し、また処分決定の送達については、「遅くとも一九三三年九月三〇日まで」に行うこととした。

それでは、「非アーリア人」とは誰であつたのか。四日後、『第一施行令』²³⁾ は以下の定義を与えた。「非アーリア人」とりわけユダヤ人の両親または祖父母の血統をひく者は非アーリア人とみなされる。両親の一方、または祖父母の一人が非アーリア人である場合、右の条件は充足されたものとする。とりわけ、両親の一方、または祖父母の一人がユダヤ教徒である場合、非アーリア人であると推測される。」同時に『命令』は、一九一四年八月一日以前から官吏であつた者を除くすべての官吏に対し、「アーリア人血統の所有」、または『再建法』第三条第二項に規定する例外項目への該当を、出生証明書、両親の婚姻証明書、軍証明書によつて立証することを要求し、「アーリア人血統の所有に關し疑いがある」者に対しては、ライヒ内務省に置かれた人種専門官による鑑定²⁴⁾ を受けることを義務づけた。

「アーリア人条項」の適用は、『再建法』第一条第二項に定めるライヒの直接官吏等の「官吏」に限られなかつた。既に、『法律』は、第一五条において、私法上の労務契約または事務管理契約により、ライヒ、ラント、地方自治団体、地方自治団体連合会、公法上の団体、およびそれに準ずる機関、企業に対し労働義務を負う「被傭者」、「労務者」についても、官吏に關する条項の準用を定めていたが、さらに、五月六日の『第三施行令』²⁵⁾ は、以下に掲げる者を「この『法律』に定めるところの官吏である」とすることににより、アーリア人条項の適用対象を政治的・社会的に重要な他の公的職業へと大幅に拡大する措置をとつたのである。即ち、「裁判官」、「大学を含む公立学校教員」、「通常の職務義務を免じられた教授、員外教授」、「名誉教授」、「官吏關係をもたない員外教授、私講師」、「かつての宮廷官吏」、「公証人」、「新・

旧国防軍官吏」、「ラント保安警察官」、「選挙により選出された地方自治団体官吏」、「名誉官吏」がそうであった。⁽²⁶⁾

この時期、非アーリア人官吏の追放の目的が官吏団の「世界觀的浄化」に置かれていたことは、『再建法』第四条が、残されたすべての官吏に対し、「無条件かつ常に國民的國家のために尽力することの保障」を要求したところからも明らかである。ナチス國家において官吏に期待された役割が、もはや単なる「國家の機関」、「法律の執行者」としてのそれではなく、むしろ「ナチズム運動の担い手」、「アドルフ・ヒトラーの従者」として、一切の職務活動をナチズムの世界觀へと定直し、その実現のために自己の現存在の一切を捧げることにあるとされた、その限り、異種の血の故に、異なる世界觀を運命づけられているとみなされた非アーリア人、とりわけユダヤ人が新たに建設されるべき「國民的國家的職業官吏団」の中に占めるべき場を与えられなかったとして、それは何ら不思議なことではなかった。⁽²⁷⁾ ライヒ政府は、官吏団の浄化の一応の完成をみた一二月二日、『官吏及び国防軍兵士の宣誓に関する命令』⁽²⁸⁾を布告し、その地位に残ることを許されたすべての官吏を対象に、「憲法」に代わって、「民族と祖國」に対する「忠誠」を内容とする新たな宣誓を義務づけたのである。即ち、「私は、民族と祖國に対し忠誠を尽くし、憲法と法律を遵守し、自らの職務を良心にもとづき遂行することを神かけて誓います。」

しかし、『再建法』がドイツ民族共同體の建設にとつて有した意義と効果は、単に官吏団それ自体の浄化につきるものではなかった。この『法律』を前にして、多くのドイツ人は、先のポイコットともあいまつて、今後彼らが新たな共同體の中で生存してゆく上で、それぞれの有する人種的出自が決定的に重要となったこと、そして、そのため自らの人種的歸屬の確認が今や不可欠となったこと、そうしたあれこれの事柄を悟らされたにちがいないのだから。實際、そうした思いは、『再建法』と同じ日の『弁護士認可に関する法律』⁽²⁹⁾が弁護士に対するアーリア人条項の準用を宣言したことにより決定的なものとなったであろう。即ち、「一九三三年四月七日の職業官吏団再建法に定めるところのアーリア人

血統を有しない弁護士⁽¹⁾の認可は、一九三三年九月三〇日まで、これを取り消しうるものとする。……弁護士⁽²⁾の認可は、たとえ弁護士法に定める理由が存在しない場合であれ、アーリア人血統を有しない者については、これを行わないことができる。」さらに、四月二二日、「弁護士⁽³⁾」に対し、また五月六日、「税理士⁽⁴⁾」に対し、同様の内容をもつ法律が公布されている。それでは、何故、本来自由業に属する弁護士等に対し、たとえ制限的ではあれ、官吏と同様のアーリア人条項の適用が求められたのか。その理由としては、彼らの職務が一定の公的資格の存在を前提とし、またそのことの故に彼らの活動が多かれ少なかれ民族の政治指導に関係するものであったことが挙げられるであろう。現に、これらの法律は、いずれも、非アーリア人のみならず、「共産主義的活動を行った者」に対しても同様の措置を定めていた。いずれにせよ、ここでも、新たな民族共同体の中で、ナチズムの世界観と相いれない異種の血の所有者の存在する余地はありえなかつたのである。

医師、歯科医師、歯科療士もまた同様であつた。たしかに、ドイツ民族の増殖と品種改良を課題とする民族共同体にあつて、その実現のため医師等に要求される新たな任務——「ドイツ民族の健全性、遺伝的素質、人種の保護・強化⁽⁵⁾」——の誠実な履行を非アーリア人医師等に対し期待することは不可能であつただけでなく、政治指導部にとって危険なことでもあつたにちがいない。さしあつての措置は保険診療の資格の剥奪であつた。ライヒ労働大臣は、一九三三年四月二二日、六月二日、七月二七日の各「命令」において、それぞれ、医師、歯科医師、歯科療士に対し、「共産主義的活動を行った経験をもつ」場合とならんで、彼らが「アーリア人血統を有しない」場合、保険医としての活動を停止することを命令し、さらに、今後の認可については、申請者が「ドイツライヒ国籍並びにアーリア人血統、市民的名誉権を有し、かつ共産主義的活動を行った経験のない」場合に限るとともに、申請に際し、「出生証明書並びに本人及び両親、祖父母がアーリア人であることを証明する文書」の提出を義務づけるに至つた。⁽⁶⁾

民族指導にとって重要な、しかも何らかの公的資格の存在を前提とする職業分野からの非アーリア人の追放は、当然のことながら、非アーリア人に対する高等教育を不要、あるいは少なくともその必要性を低下ならしめるものであった。四月一日のボイコットに先立ち、党指導部により布告された『反ユダヤ主義的措施の実行に関する指令』が、各職業に占めるユダヤ人の割合を問題とし、差し当たりの措置として、中等学校・高等学校に關する調査を要求していたところからも伺える通り、ナチスが当初から学校教育に占めるユダヤ人比率の抑制に重大な関心を抱いていたことについて疑いはない。四月二五日に公布された『ドイツ人学校及び大学の過密抑制法』⁽⁴⁰⁾は、そのためのライヒレベルでの最初の立法措置であった。『法律』は、義務教育を除くすべての学校および大学の生徒、学生の総数を、「基礎的教養を保障し、かつ職業上の需要に見合った程度に抑制しなければならない」とし、そのため、今後入学するドイツ国籍所有者のうち非アーリア人の総数を、ライヒ全人口に占める非アーリア人の割合にまで制限することの努力を義務づけた。同日付けの『第一施行令』⁽⁴¹⁾は、具体的数字として、一・五%を挙げ、また、生徒、学生の総数が職業上の需要を大きく超過する場合については、最大限五%までに抑制するものと規定した。もともと、この枠内でユダヤ人の入学が無条件で許可されたわけではない。プロイセン教育大臣の六月一六日付け『回状』⁽⁴²⁾は、入学者選抜に際し、何よりもまず、志願者がドイツ精神およびドイツ文化との間に強い一体感を有するものであるか否かについての考慮が必要であるとした。

この時期、官吏や弁護士、医師等の他、⁽⁴³⁾アーリア人条項の適用を免れなかつた者に「農民」があつた。元來、その職業的性格からして、公的資格や政治指導と無關係であるはずの農民に対し何故アーリア人血統の所有が問題とされねばならかつたのか。その背景として、農民を「民族の扶養者」、それも単に食料生産者としてだけではなく、ドイツ民族を構成する「北方人種の血の保護飼育者」として位置づけようとする、「血と土」⁽⁴⁴⁾に關するナチズムに固有の世界観があつたことは間違いない。ライヒ政府は、九月二九日、『ライヒ世襲農場法』⁽⁴⁵⁾を公布し、その前文において、農民が「ドイツ

民族の血の源泉」であり、「生存能力を有する多数の中小農場の存在が、民族と国家の健全性を維持するためのもつとも優れた保障である」ことを宣言した上で、そこから生じる当然の結論として、第一二条において、農民となりうる者をドイツ国籍所有者者に限定するとともに、さらに第一三条として、これまでとは少々表現の異なった、そして内容の点においてはるかに厳しい新たなアーリア人条項を設けたのである。①農民となりうる者は、ドイツ人またはそれと同種の血を有する者のみに限られる。②父方または母方の祖先の中にユダヤ人または有色人種の血を有する者は、ドイツ人または同種の血を有する者ではない。③第一項の前提の存在を決定する期日は、一八〇〇年一月一日とする。第一項の前提が存在するか否かに関し疑いがある場合、所有権者または地区農民指導者の申請にもとづき相続裁判所が、これを決定する。」

(一) J. Goebbels, "Vom Kaiserhof zur Reichskanzlei." (1934) S. 288. ゲッベルスの日記にある通り、ポイコットの口実は、「ドイツ国内のユダヤ人が新たなライヒに對する外国からの攻撃を煽動している」ということであつた。同じ口実が、シュトライヒャーにより布告された四月一日付けの『ポイコットに関する呼び掛け』(ed.) P. Sauer, "Dokumente über die Verfolgung der Jüdischen Bürger in Baden-Württemberg durch das Nationalsozialistische Regime 1933-1945. Teil 1." (1966) S. 5f.) の中でも使われている。「ユダヤ人達は國際世論を焚きつけドイツに對する反対を煽りたてている。彼らは、そのため新聞を利用し、世界中に途方もない嘘をばらまいている。……彼らは、ドイツに對する反対を煽動し、さらにドイツ商品のポイコットを求めている。ドイツの失業者の困窮をより一層強め、ドイツの輸出を破壊することが彼らの意図である。かかる愚劣な犯罪、卑劣なデマ宣伝、ポイコットの唆しにつき、ドイツ在住のユダヤ人は責任を負わねばならない。外国の同胞にドイツ民族に對する戦いを呼び掛けたのはまさしく彼らであつた。彼らこそが様々な嘘と中傷を生み出した張本人に他ならぬ。」

(二) (ed.) W. Hofer, "Der Nationalsozialismus Dokumente 1933-1945." (1957 [1979]) S. 282ff.

(3) ボイコットの対象は、ユダヤ人商人、医師、弁護士に限られなかった。プロイセンのライヒ司法全権委員ケルルは、上級ラント裁判所長官、検事長、行刑官署長官に宛てた三月三十一日付けの電報において、ユダヤ人裁判官にただちに賜暇願を提出させること、提出を拒否する時、家宅不可侵権を理由に、裁判所建物への立ち入りを阻止すること、ユダヤ人判事補に対する委任をただちに取り消すこと、ユダヤ人検事および行刑官吏に対しただちに賜暇を与えることの措置を要求したが、ここではその理由として以下の事柄が挙げられていた。「ユダヤ人裁判官による不遜な振る舞いに対し民族が抱く憤激は、とりわけ全ユダヤ人によるデマ宣伝に対しドイツ民族の防衛のための正義の戦いが行われなければならないこの時にあつて、民族が彼らに対し正当防衛の行為に出る可能性を予測せざるをえない、そうした状況に立ち至つてゐる。もし、万が一かかゝる事態が生まれれば、司法の權威は大きく揺らぐこととなる。それ故、遅くともナチス党が指導するボイコットの開始とともに、かかる自力救済行為の原因を予め除去することがすべての管轄権ある官署の義務とみなされねばならない。」(ed.) H-D. Schmid/G. Schneider/W. Sommer, "Juden unterm Hakenkreuz. Bd. 1." (1983) S. 80f. 同日ノイエンブルグでも裁判官および検事に対し賜暇を与えようとする旨が布告された。(ed.) J. Walk, "Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat." (1981) S. 7.) 他ノヘルリン市では、翌四月一日、同様の措置が公立学校のユダヤ人教員を対象にとられた。(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 9.)

- (4) H. Krausnick, "Anatomie des SS-Staates. Bd. 2." 3. Aufl. (1982) S. 258f.
 (5) (ed.) M. Broszat/E. Fröhlich/F. Wiesenmann, "Bayern in der NS-Zeit. Bd. 1." (1977) S. 432.
 (6) 同他ノA等による迫害行為の実際について、被害者側からの報告によつて B. Stern, "So war es." (1985) S. 46f.
 (7) (ed.) J. Hohlfeld, "Dokumente der deutsche Politik und Geschichte von 1848 bis zur Gegenwart. Bd. 4." S. 25.
 (8) H. Krausnick, a. a. O., S. 258.
 (9) Völkischer Beobachter. Vom 21. 3. 1933.
 (10) Zit. bei H. Krausnick, a. a. O., S. 260.

ボイコットに対する一般のドイツ人の消極的反應は、バート・クロイツナッハのラント参事会の報告書の中にも見られる。「ところで、ボイコットは意圖した効果を生み出さなかつた。住民たちの中にはかかる無法を厳しく批判する者がおり、しばしばユダヤ人に同情する傾向がみられた。……ユダヤ人商店の売り上げは、とりわけ郡部では決して減少しなかつた。」

(Zit. bei F. J. Heyen, "Nationalsozialismus im Alltag." (1967) S. 124.) ラウシュニングもまた例の報告書の中で、反ユダヤ主義に対する消極的な態度は「一般のドイツ人だけではなく、党員の間においてさえ広く見られたものであったという。」「本当に根強い反ユダヤ主義など、広範なドイツ民族にあっては語りえないものであった。……党員の大多数は、ナチズムの反ユダヤ主義のスローガンをたいして真面目に受け取ってはおらず、まして決定的な措置と云ったものを期待していたわけではなかった。」(H. Rauschning, "Gespräche mit Hitler." (1940) S. 220.) その後も、少なくとも一般の住民に関する限り、こうした状況に大きな変化がなかったことを「クリスタルナハトに関するオーバーバイエルンのアイヒャツハ地区官署の月例報告書は伝えている。」「フォン・ラートの暗殺に対して、住民の間で一般的な憤激が発生した。」「しかし」現在行われている経済生活からのユダヤ人の排除やその他の厳格な対抗措置については、世界観の確立が未だ見られない民族同胞の一部——特に聖職層と小市民層——によって今なお理解されるどころとはなっていないし、また不当なものだとされている。」(ed.) M. Broszat/E. Fröhlich/F. Wiesemann, a. a. O., S. 367f.)

こうした諸々の事実から、ケルショウが指摘した通り、「ナチス世界観の中心をなすユダヤ人迫害をナチス指導部と広範な大衆を統合する要素としてとらえることが困難である」(L. Kerschaw, "Der (Führerstaat): Mythos und Realität." (ed.) G. Hirschfeld/L. Kertenacker(1981) S. 136.)ことは確かであると思われる。しかし、「統合」が指導部とドイツ民族の精神的世界観的な合体を意味するものであるとするならば、より確かなことは、ラウシュニングを相手とした次の発言からも明らかのように、ヒトラーは端から反ユダヤ主義にそうした「統合」作用など期待してはいなかったという事実である。「反ユダヤ主義は革命を遂行する上での有効な補助手段なのだ。私はこれを用いて繰り返し成功を収めてきたし、これからもしばしばこれを使うつもりである。自信満々の俗物どもに対する効果的な威嚇として、あるいは偏狭固陋なデモクラシーに対する警告として使用されることになる。……反ユダヤ主義の宣伝は、われわれの政治的闘争の拡大のための不可欠の補助手段である。どれほど短時間の内に、われわれが世界全体の概念と尺度を唯一もつばらユダヤ人に対する攻撃によって転覆させることになるか、見てほしい。その際、ユダヤ人はわれわれの最良の助力者として機能するのだ。」(H. Rauschning, a. a. O., S. 222.)この発言を信じる限り、ヒトラーが反ユダヤ主義に期待したことは、ドイツ民族の「統合の手段」などではなく、むしろ、アーレント等が指摘するように、ドイツ民族に対する「全体主義的支配の道具」としての機能であったといふことにならう。(H. Arendt, "Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft." (1955) S. 528f., 556f.; K. D. Bracher, "Die

deutsche Diktatur. "[1969 [1970]] S. 278; H. Krausnick, a. a. O., S. 256f.) 行った機能の実際については、後程本文で紹介するノルトハイムにおける四月一日のポイコットに関するアレンの報告に見られる通りである。なお、アーレントによる「ヒトラーは、全体主義的プロパガンダのテーマとして、「ユダヤ人」に的を絞る前に、たとえばフリーメイソンのような秘密結社、あるいはイエズス会のような秘密のヴェールに包まれた特定の集団等を取り上げ、その効果を試したという。

(H. Arendt, a. a. O., S. 522.)

(11) W. S. Allen, "The Nazi Seizure of Power. "[1965 [1964]] S. 218.

(12) W. S. Allen, a. a. O.

(13) W. S. Allen, a. a. O., S. 218f.

(14) W. S. Allen, a. a. O., S. 219f.

(15) W. S. Allen, a. a. O.

(16) J. Goebbels, a. a. O., S. 291.

(17) W. S. Allen, a. a. O., S. 220f. ユダヤ人がノルトハイムの社会生活から排除されたことは、単にユダヤ人だけの問題にとどまるものではなかった。それというのでも、ユダヤ人がこれまでノルトハイムの社会に様々な形で組み込まれてきた限りにとどいて、彼らの排除は、当然のことながら、ユダヤ人と様々な関係を結んできた他のドイツ人住民の生活、社会的結合に重大な影響を及ぼさずに済むものではなかったにちがいないのだから。この意味で、四月一日のポイコットは、ナチスがドイツ民族全体を対象に行おうとしていたグライヒシャルトゥング、つまり、従来の社会構造、階級構造を破壊し、ドイツ民族を「組織なき大衆」へと鑄造しようとする（本章二（三）参照）、そうした作業の露払いの役割を果たすものであったと考えられる。この点に關し、W. S. Allen, a. a. O., S. 221f. 参照。

(18) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 175.

(19) 「血統」という文言からも伺われるように、「問題となっていたことは、当然のことながら、生物学的な血の繋がり存在であった。そのため、五月六日の『第三施行令』は、改めて、「婚姻外の血統もまた含まれる」こと、「親子関係は養子縁組により基礎づけられるものではない」ことを確認している。

(20) (ed.) J. Hohlfeld, a. a. O., S. 47f.

- (21) 後に紹介する、弁護士、弁理士、医師、歯科医師、歯科療士についても、同様の免除規定が設けられている。
- (22) 九月二二日の『第三改正法』(Reichsgesetzblatt. 1933, Teil I, S. 655)は、免除対象者として新たに「その者の夫が世界大戦において戦死した女性官吏」を追加するとともに、その他の例外的措置に関し、これを「行政上止むを得ない事情のある場合」に限り、決定権者を、「管轄権を有するライヒ最高官署、またはラント最高官署との協議」を条件に、ライヒ内務大臣に限定した。
- (23) Reichsgesetzblatt. 1933, Teil I, S. 195.
- (24) 人種専門官は、この後、アリア人条項の拡大に伴い、一九三四年一〇月二六日付けのライヒ内務大臣『回状』により、官吏以外の者についても、アリア人血統の有無の鑑定を担当するものとされた。(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 95.)
- (25) Reichsgesetzblatt. 1933, Teil I, S. 245.
- (26) ただし、新・旧国防軍の士官、衛生部士官、獣医士官、下士官、兵士については、これを「官吏ではない」とし、その他、第三条第一項の適用を除外される者として、公立ユダヤ人学校に雇用されたユダヤ人教員、またはその他の公立学校において、法律の規定にもとづき、ユダヤ人に対する宗教教育を担当するユダヤ人教員、および特別法の規定にもとづき同様の職務につくユダヤ人名誉官吏を挙げている。
- 『第三施行令』が挙げる職業の他に、アリア人条項の準用または類似の措置が個別の命令により定められた公的性格をもつ職業として、たとえば以下のものがある。大学講師・助手(バーデン)、判事補(プロイセン)、国防軍労務者および被傭者、ライヒ法務省労務者および被傭者、司法修習生(プロイセン)、仲裁裁判官(プロイセン)、戸籍吏(プロイセン)、高等学校教育試験補(プロイセン)、公職担当者(サクセン)、薬剤師試験官(プロイセン)、大学助手(プロイセン)、薬剤師試験補(ハンゼン)、訴訟代理人。(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 13ff.)
- (27) R. Freisler, Deutsche Justiz. 1933, S. 383ff.; H. Gerber, "Politische Erziehung des Beamtentums im national-sozialistische Staat." (1933) S. 31.; Fabricius, Deutsche Verwaltung. 1934, S. 34f.; H. Nicolai, Deutsche Verwaltung. 1934, S. 101ff.; W. Frick, Völkischer Beobachter. Vom 18. 8. 1934.; A. Rosenberg, "Gestaltung der Idee." (1936) S. 231.
- (28) Antwort Hitlers vom 5. 4. 1933, (ed.) J. Hohfeld, a. a. O., S. 48ff.
- (29) Reichsgesetzblatt. 1933, Teil I, S. 1017.

- (30) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 188.
- (31) 『法律』は「単に認可を「取り消しうる」、「行わないことができる」とするだけであつたが、チューリンゲンでは、五月二二日、すべての非アーリア人弁護士につき、一〇月一日をもって認可を失う旨の法務大臣布告が(Gesetzsammlung für Thüringen. 1933. S. 281.)、また、プロイセンでは、十一月二〇日、認可を求める弁護士に対し自らの血統の証明を義務づける法務大臣布告が出された。(Deutsche Justiz. 1933. S. 729.)
- (32) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 217.
- (33) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 257.
- (34) 医師の任務については、一九三五年二月一三日の『ライヒ医師法』(Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1433.)がこれを規定し、そこでは、医師の任務として、「個々人並びに民族全体の健全性への奉仕」、またドイツ医師団の任務として、「ドイツ民族の健全性、道徳的素質、人種の保護・強化、並びに、民族及びライヒの福利のための活動」が挙げられている。
- (35) Pfundner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht," 1a-23. S. 29.
- (36) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 222.
- (37) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 350.
- (38) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 541.
- (39) 保険診療の資格に続いて、国家試験の受験資格を剥奪する措置がとられている。チューリンゲンでは、歯科技工士に関して、一九三四年春、受験資格を、前線兵士としての経験を持つ者およびその遺族を除いて、アーリア人に限定し(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 75.)、またプロイセンでは、一九三五年二月五日、医師および歯科医師に関して、受験許可ならびに開業免許の認可をアーリア人血統を証明した者に限定した。(Reichsministerialblatt. 1935. S. 65.)なお、ライヒ教育大臣の四月二三日付の施行通達は、後者の受験資格に関し一部修正を施し、一九三三年夏学期以前に学業を開始した非アーリア人受験者については、原則として受験を許可し、一九三三年夏学期またはそれ以降学業を開始した非アーリア人学生については、ライヒ兼プロイセン内務大臣の裁可のある場合に限られるとした。(ed.) P. Sauer, a. a. O., S. 242.)
- (40) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 225.
- (41) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 226.

(42) (ed.) J. Walk, a. a. O., S. 31 なお、一二月一五日付けのルストの『回状』は、受験が無条件に許可される者として、「その者の父親が大戦においてドイツライヒまたは同盟国のために前線で戦った非アーリア人」および「一九三三年四月二五日付けの法律公布以前に締結された婚姻から生まれた者で、両親の一方または祖父母の二人がアーリア人血統の所有者である者」等を挙げてゐる。(Zentralblatt für die gesamte Unterrichtsverwaltung in Preußen, 1934, S. 6.)

(43) 政府の立法措置による他、官吏団と同様または類似のアーリア人条項の導入を機関決定した団体としてたとえは以下のものがある。ドイツボクシング連盟、ドイツ薬剤師協会、ドイツ体育協会、ドイツ盲人アカデミー、ドイツチエス同盟、ライヒ文筆家協会、ドイツ合唱団同盟、ライヒ家畜商組合、ナチス法律家連盟、ドイツ自動車クラブ。(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 10ff.)

もつとも、こうしたアーリア人条項の拡大は必ずしも政治指導部の意図と合致するものではなかった。一九三四年一月一七日付けのライヒ内務大臣の『回状』には、『再建法』第三条、その他のアーリア人立法の原則が、立法者の意図する限界を超えて、とりわけ民間経済の分野へと拡大されるようなことがあつてはならないとの指示が見い出される。(Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung, 1934, S. 159f.)

(44) H. Rausching, a. a. O., S. 35ff.; W. Darré, "Um Blut und Boden." (1941) S. 17ff.; W. Darré, "Blut und Boden." S. 2ff.

(45) Reichsgesetzblatt, 1933, Teil I, S. 685.

四 ニュルンベルク人種法律

(1) ユダヤ人の血のポイコットの開始

「ユダヤ人問題」の本質がユダヤ人との「混血」によりもたらされるドイツ民族体の人種的壊敗と没落にあるとされ、反ユダヤ主義政策の目的がかかる人種の壊敗の阻止に置かれた限り、ユダヤ人問題の解決が単にユダヤ人商店等のポイ

コットや、ユダヤ人官吏、弁護士等の職業団からの追放によってすむものでなかったことはいうまでもない。ユダヤ人の「血」の排除、それから始まるもう一つの、そしてユダヤ人問題の解決に向けたより直接的かつ本格的なボイコットの内容であり目的であった。

ライヒ政府は、一九三三年六月三〇日、官吏法の全面改正までの過渡的措置として、『ライヒ官吏法を改正するための法律』^①を公布したが、その中で、新たに『官吏法』第一条aとして以下の条項を挿入した。「アーリア人血統を有しない者、またはアーリア人血統を有しない者と結婚している者は、これをライヒ官吏として任用してはならない。アーリア人血統を有しない者と婚姻するアーリア人血統を有するライヒ官吏は、これを解任するものとする。」これは、単にユダヤ人官吏の追放にとどまらず、アーリア人官吏の血の純粋性の保護を目的に、ユダヤ人の「血のボイコット」を初めて宣言したものととして、『再建法』第三条第一項を上回る意義を有するものであったといわねばならない。『法律』は、この他、第六条において、ラント、地方自治団体、地方自治団体連合、その他公法上の団体、施設、財団の官吏への第一条aの準用を定め、さらに、ドイツ国有鉄道、ライヒスバンク、公法上の宗教団体、協会に対しても、同種の条項を制定する権限を授与している。新たな措置の実施に伴い、ライヒ内務大臣の八月八日付け『指針』^②は、ライヒ官吏をはじめ、第一条aの適用を受けるすべての官吏に対し、任用に際して、「本人自身及び配偶者がアーリア人血統を有すること」の証明を、また既に官吏である者が婚姻する場合、「婚姻の相手方がアーリア人血統を有すること」^③の証明を、それぞれ「文書（出生証明書、両親の婚姻証明書）」^④によって行うことを義務づけた。

アーリア人条項の配偶者への適用は官吏に限られなかった。一〇月四日の『編集者法』^⑤は、「新聞」および「政治定期刊行物」の「編集者」の任務を「公的任務である」と規定した上で、編集者たる資格の条件として、「ドイツ国籍を有すること」、「市民的名誉権及び公職就任資格を喪失しない」こと、「公共に対し精神的影響を及ぼす任務に必要とさ

れる資質を有する」こと等の他、「アーリア人血統を有し、かつ非アーリア人血統を有する者と結婚していいない」ことを要求した。さらに、国鉄職員に対して、一月七日、ドイツ国鉄が、非アーリア人または非アーリア人と結婚している者の不採用、ならびに非アーリア人の女性と婚姻しようとする職員の解雇を通告⁶⁾。既に保健診療の資格に関しアーリア人条項の適用がなされた医師および歯科医師、歯科療士に対しても、ライヒ労働大臣は、一九三四年五月一七日、一九三五年二月一三日、五月九日の各『命令』において、それぞれ当事者からの診療資格の申請が拒否されるべき場合として、「ドイツ国籍を有しない」場合、「市民的名誉権を有していない」場合、「何時にても無条件にナチズム国家を支持する保障を与えない」場合、「アーリア人血統を有しない」場合等の他、「その者の配偶者がアーリア人血統を有しない」場合を挙げ、そのため、申請に際し、「出生証明書並びに本人及び必要な場合配偶者がアーリア人であることを証明する文書」の提出を義務づけ、また、既に保険診療の資格を有する者については、その者が「アーリア人血統を有しない者と結婚するか、または一九三三年七月一日以降結婚した」場合、その認可を永久に剥奪しうるものとした。この他、プロイセンでは、薬局の営業に関し、一九三五年四月一七日、非アーリア人および非アーリア人と婚姻している者に対し免許を授与しない旨の布告が出されている¹⁰⁾。

『官吏法改正法』等が特定の職業団を対象とするものであったのに対し、一九三五年五月二二日の『国防法』¹¹⁾ならびに六月二六日の『労働奉仕法』¹²⁾は、配偶者を含むアーリア人条項の適用対象をドイツ民族全体へと拡大するものとして、数カ月後ニュルンベルクで行われる決定的な立法措置の予告としての性格をもつものであった。「国防奉仕」および「労働奉仕」をそれぞれ「ドイツ民族に対する名誉ある奉仕である」と規定し、「すべてのドイツ人男性」に対し国防義務を、また「すべてのドイツ人青年男女」に対し労働奉仕義務を定めた二つの『法律』は、ともに奉仕義務履行の前提条件として、「アーリア人血統の所有」を要請した他、その純粹性の保護のため、『国防法』の場合、「非アーリア人との

婚姻を禁止し、『労働奉仕法』の場合、「非アーリア人と婚姻している者の参加を認めない」との規定を設けた。さらにいずれの場合にも、「国防軍及び予備役に属する者」、あるいは「労働奉仕団に属する者」が婚姻しようとする際、「婚姻許可」を受けることを義務づけた。⁽¹³⁾ これら二つの『法律』が種共同体建設にとつて有する意義と効果は、これまでの立法をはるかに凌駕するものであったといわねばならない。それというのも、これにより、すべてのドイツ人男性、あるいはすべてのドイツ人青年男女が、自らの職業の如何にかかわりなく、それぞれの奉仕義務の履行に際し、本人および配偶者となるべき者または配偶者のアーリア人血統の有無に関する点検を強制ならしめられるに至ったのだから。そして、それぞれの奉仕がドイツ民族への名誉奉仕であり、奉仕義務がすべてのドイツ人の基本的義務であるとされた限り、点検の結果が否定的であった場合、その者は、民族同胞の基本的義務を履行しえない者として、あれこれの職業団ではなく、民族共同体そのものの構成員たる資格を持ちえない者とみなされることとなつたのである。

(2) ライヒスタークによる『人種法律』の制定

一九三五年九月一五日はナチスのユダヤ人立法の歴史の中で画期をなす日となつた。『官吏団再建法』に始まり『労働奉仕法』に至るユダヤ人立法から一般的帰結を引き出すことを決意したヒトラーは、この日、折から開催中の党大会の最中、ニュルンベルクに『人種法律』制定のためのライヒスタークを緊急に召集したのである。

「自由の党大会が行われている今日この時にライヒスタークが召集されたことに鑑み、諸君は、何か途方もなく重要な事柄が問題とされ、わが民族の将来全体にわたつて決定的に重要となる何かが今日これから行われようとしているという予感を胸に抱いて集まつたにちがいない」⁽¹⁴⁾ — 午後九時、ゲーリング議長長の挨拶で始まつた国会は、ヒトラー、ゲーリング、ヘス、フリックと彼らの仲間の名において提出された以下の法律案を満場一致で可決し、公布した。

『ライヒ市民法』¹⁶⁾

ライヒスタークは全員一致で以下の法律を決定し、ここにこれを公布する。

第一条 ①国籍所有者は、ドイツライヒの保護団体に属し、これに対し特別な義務を負う。

②国籍は国籍法の規定によりこれを獲得する。

第二条 ①ライヒ市民は、ドイツ人の血またはそれと類縁の血を有する国籍所有者に限られ、ライヒ市民は、自らの行態を通

して、ドイツ民族及びライヒに対し忠誠をもって奉仕する意思と能力を有することを証明しなければならない。

②ライヒ市民権は、ライヒ市民証書の交付によりこれを取得するものとする。

③ライヒ市民は、法律の定める基準にもとづく完全な政治的権利の唯一無比の担い手である。

第三条 「省略」

『ドイツ人の血と名譽を保護するための法律』¹⁷⁾

ドイツ人の血の純粹性がドイツ民族の存続のための前提であるとの認識に充たされ、かつドイツ國民を永久に保護せんとする不屈の意思をもって、ライヒスタークは全員一致で以下の法律を決定し、ここにこれを公布する。

第一条 ①ユダヤ人とドイツ人の血またはそれと類縁の血を有する国籍所有者との婚姻はこれを禁止する。この禁止に反して行われた婚姻は、たとえそれが本法律を回避するため外国で行われた場合においても、これを無効とする。

②無効の訴えは檢察官のみがこれを提起することができる。

第二条 ユダヤ人とドイツ人の血またはそれと類縁の血を有する国籍所有者との婚姻によらない交際はこれを禁止する。

第三条 ユダヤ人がドイツ人の血またはそれと類縁の血を有する四五才以下の女子国籍所有者をその家庭内において雇用する

ことはこれを認めない。

第四条 「省略」

第五条 ①本法律第一条に定める禁止に違反する者は重懲役に処す。

②本法律第二条に定める禁止に違反する男子は軽懲役または重懲役に処す。

③本法律第三条または第四条の規定に違反する者は、一年以下の軽懲役並びに罰金、またはそのいずれか一方の刑に処す。

第六条、第七条〔省略〕

「本日決定された法律は「ユダヤ人に対する戦いの」第一段階の終了を告げる標石である」とのゲーリング議長⁽¹⁸⁾の国会での発言通り、九月一五日の立法は、『官吏団再建法』に始まったユダヤ人立法の総括としての性格をもち、その限り二つの『法律』の条項の内容は一部を除いてさほど目新しいものではなかった。中でもその中心になる事柄——共同体への忠誠、アーリア人血統の所有、非アーリア人との婚姻の禁止——が、それ以前、たとえ特定の職業や義務の履行に關してではあれ、それぞれに關係するドイツ人一人一人に対し要請された条件であり義務であったことは既に紹介した通りである。その意味では、二つの『法律』は、一連のユダヤ人立法が相当程度やつてのけていたことに一般的かつ明確な法的形式を与えるものでしかなかったといえよう。

さらに、遡れば、これらの条件や義務は、ナチズムが自らの思考と行動の出発点に置いた共同体に関する新たな觀念から由来する、それ故に「真面目な」民族同胞にとつてはいずれも自明であり既知の事柄でしかなかった。即ち、「ドイツ民族とは北方人種により規定された種と運命の同質性に立脚する共同体である」との觀念がそれである。かかる共同体にあつて、ドイツ人の血を有し、かつ共同体に忠誠を尽くす者だけが、共同体の正規の構成員とみなされ、そしてまた、そのことの故に異人種との結婚や性交渉の一切が禁止されねばならなかったことは、改めて法律により義務づけられるまでもない右の觀念からする当然の結論であつたといわねばならない。既に、政権掌握以前、『我が闘争』は、将来

の民族国家においては、住民が「国家市民」、「国籍所有者」、「外国人」の三つの階級に分類され、「国家市民権」は「人種の確認」と「兵役義務の終了」を条件としてはじめて国籍所有者に対し付与される旨を明らかにしていたし、あるいは『二〇世紀の神話』は、「ドイツ人とユダヤ人の結婚の禁止」、「ユダヤ人との性交渉に対する厳罰」の必要性を明言していた。²⁰

それ故、共同体思想を知る者にとつて、また『官吏団再建法』以降の立法の動向を知る者にとつて、二つの『法律』が求めたあれこれの条件や義務の多くは立法をまつまでもない自明の事柄であったといえよう。さらにまた、共同体にあって、一切の法と義務は、立法者による決定に先立って、「共同体の分肢である」という事実そのものから直接由来し、立法の有無とは関わりなくすべての民族同胞を拘束するものであるとのナチズムに固有の法思想からするならば、かかる立法化の作業は必ずしも必要なものではなかったとさえいえるのである。しかし、たとえそうであったにせよ、民族共同体の建設が途上にあつたこの時期、国籍所有者のすべてが、かつてワイマール憲法下においてそうであつたように、ただそのことのみを理由に、その者の血統、思想、行動とは関係なく、国家の中で等しく権利と義務を付与される、そうした時代が完全に過ぎ去つたこと、また、今後、すべてのドイツ人は、その者の職業や身分とはかかわりなく、また個別の立法の有無とも無関係に、あらゆる生活の場において、法律上明確かつ一般的に共同体への忠誠とドイツ民族の血の所有、純粹性の保護を義務づけられたこと、そしてそのことと密接に関連して、ユダヤ人との結婚や性交渉が刑罰的手段でもつて禁止されるに至つたこと、そうした諸々の事柄が、内外の注視を集めて開かれた党大会の最中、ライヒスタークによる立法という第三ライヒにおいて極めて稀な手段を使つて、しかもドイツ全土に中継されるラジオ放送を通じて、誰の眼にも疑問の余地のない形で宣言され明らかにされたことの意義はきわめて大きいものがあつたといわねばならない。

ところで、二つの『法律』の目的が、「ユダヤ人問題の差し当たり実現可能な解決のため、ドイツ民族とユダヤ人との更なる同化を阻止し、既に行われた同化を廃棄すべく、政治的ならびに生物学的領域において、両者の間に明確な分割線を引こうとする」²²⁾ ことにあつたとして、二つの『法律』は、一見して明らかのように、一切の事柄を規定し尽くす、そうした類のものではなかつた。むしろ、ナチスの基本的立法の多くがそうであるように、多かれ少なかれプログラムの宣言規定としての性格をもち、そのため、ライヒスタークは、いずれの法律についても、「明確な線引」のため、個々の条項の実施と補充に必要な細則の布告を、「フューラー代理との協議」を条件にライヒ内務大臣に一任する措置をとつたのである。これが、ユダヤ人問題の「最終的解決」に定位した最適の措置を、計画全体の進展に即し、かつその折々の政治情勢の動向を勘案しながら、その都度必要な範囲で自由に決定する可能性を法律の直接の執行責任者に留保しようとの、ナチスの立法一般に見られる意図によるものであつたことはいうまでもない。

『ライヒ市民法』と『血の保護法』の実施に関し、差し当たり、緊急の解決が求められた事柄に、「ライヒ市民」たる「主観的条件」と「客観的条件」の確定があつた。一月一四日付けの『ライヒ市民法のための第一命令』²³⁾ は、『市民法』第二条が挙げる「ライヒ市民」たる二つの条件——「ドイツ人またはそれと類縁の血の所有」、「ドイツ民族及びライヒに対し忠誠をもつて奉仕する意思と能力の所有」——の内、まず後者の「主観的条件」に関し、「ライヒ市民証書に関する規定が布告されるまで」の暫定措置として、『市民法』が発効する九月三〇日の時点において、「ライヒスタークの選挙権を有する」か、または「ライヒ内務大臣がフューラー代理との協議にもとづき暫定的にライヒ市民権を付与」した「ドイツ人またはそれと類縁の血を有する国籍所有者」を「ライヒ市民とみなす」ものとの措置をとつた。これは、この時点、客観的な判定基準の作成が間に合わなかつたことの他に、すべての民族同胞に対する実質的な審査が現実には不可能であつたことによるものとされる。²⁴⁾ この結果、差し当たり、一九二四年の『ライヒ選挙法』²⁵⁾ が定める「禁治産者」、「仮

後見に付された者」、26「精神的欠陥のため補佐に付された者」、26「裁判により公民権を剥奪された者」、要するに一見して明らかに「民族にとつて役に立たない分肢」を除く二〇才以上のすべてのドイツ人男女に対しライヒ市民権が与えられることとなった。27

「客観的条件」に関しては、『市民法』の規定の仕方は従来のユダヤ人立法のそれとは大きく異なるものであった。それまでの「アーリア人の血」に代わって、ここでは「ドイツ人またはそれと類縁の血」という表現が登場する。この変化の理由として、28“*arisch*”という言葉が元々言語学上の概念であり、人種的事柄を表現するには不適當であるとみなされたことが挙げられる。それでは、「ドイツ人の血」、「ドイツ人と類縁の血」とは何であったのか。既に幾度か紹介した通り、ドイツ民族は、「北方人種」、「アルプス人種」、「デイナー人種」、「東方バルト人種」、「フアーレン人種」、「地中海人種」から構成される人種混合体であった。「ドイツ人の血」とはかかる六つの血を意味し、したがってこれらの人種の一つまたは複数の血をひく者がドイツ人の血を有する者であり、また「類縁の血」とはドイツ民族と同じ人種から構成されるものの、ただその混合割合がドイツ民族と異なる他のヨーロッパ諸民族の血を意味し、したがってこれら諸民族および他の大陸に存在する彼らの子孫の構成員がこれに該当するものとみなされた。29なお、一月二六日付けのライヒ兼プロイセン内務大臣の『回状』は、「ドイツ人の血を有する者」、「それと類縁の血を有する者」を総称する概念として「ドイツ人血統者（*Deutschblütigen*）」という文言を使用する。これ以外の者が、ライヒ市民たる客観的条件を欠く「異種の血（*artfremdes Blut*）」を有する者、即ち、「異人種」であり、とりわけ、ユダヤ人とジプシーがそうであった。30

それでは、「ユダヤ人」とは誰であったのか。従来必ずしも明確ではなかったこの概念に関し、『第一命令』は、「ユダヤ人とは、祖父父母の内少なくとも三人が人種上の全ユダヤ人である者をいう」との定義を下した。つまり、いわゆる「全ユダヤ人」と「3/4ユダヤ人」がここでいうところのユダヤ人であった。『命令』が血統の遡及を「祖父父母」の段階に

とどめたのは、「無限の調査を避けるため」⁽³²⁾であつたとして、問題は、祖父母自身の人種帰属が何によつて決定されるかであつた。「祖父母は、ユダヤ教会に所属する場合、ただちに全ユダヤ人とみなされる。」この第二条第二項の規定が、人種帰属を宗教の所属によつて置き換え、その結果、人種概念と宗教概念を混同するものであつたことは明らかである。人種帰属の決定を宗教を手掛かりとして行うことは、既に、「アーリア人」の定義をはじめて下した『官吏団再建法のための第一施行令』の中にも見られるが、しかし、ここでは、「その者がユダヤ教徒である場合非アーリア人であることが推測される」とすることにより当事者に反証の余地を残していた。『第一命令』が敢えて擬制措置を採用した背景には、一般に全ユダヤ人はユダヤ教会に所属し、その者の人種についての確認は通例余計なものであると考えられたこと⁽³³⁾の他、生物学的証明を個々に求めることの「困難性」と、そこから生じる「法的不安定性」の問題があつたとされる。いずれにせよ、これが「みなし規定」であつた限り、たとえば、本来ドイツ人の血をもつ祖父母が、何らかの理由からユダヤ教会に所属していた場合、彼は、自らの子孫の人種帰属の決定に際し、全ユダヤ人として扱われることとなり、当然のことながら、これに対する反対証明は許されなかつた。こうした事態が生まれることに關し、シュトウカルトとグロープケの『注釈書』は、「不当なこととはいえない」という、「何故なら、ユダヤ教会への所属は、通例、ユダヤ的なるものへの確固たる信仰告白とみなされねばならず、その者の子孫もまたかかるユダヤ的態度を受け継ぐことが当然予想されうることであるのだから。」⁽³⁴⁾ここにも血と精神の結びつきに關するナチズムの觀念を見ることができらるであろう。それでは、教会への所属がその者の人種帰属を決定するとして、所属の有無を決定するメルクマールは何であつたのか。この問題に關し多くの訴えを受けたライヒ裁判所は、「当事者の内的態度」によつてではなく、「客觀的メルクマール」によつて決定されなければならないという。たとえば、「ユダヤ教団の名簿への登録」、「礼拝税の支払い」等といった外部から識別可能な事情がそうであつた。⁽³⁵⁾

『第一命令』が新たに導入したカテゴリーとして、「ユダヤ人混血児」がある。第二条第二項は、「ユダヤ人混血児とは、祖父母の内一人または二人が人種上の全ユダヤ人である者をいう」と規定する。つまり、いわゆる「半ユダヤ人」、「1/4ユダヤ人」がユダヤ人混血児であった。祖父母の二人が全ユダヤ人である場合、「第一級混血児」、祖父母の一人が全ユダヤ人である場合、「第二級混血児」と称されることになるのであるが、いずれにせよ、『命令』は、原則としてこれら混血児をユダヤ人ではなく「市民法」上ドイツ人血統の所有者と同等に取り扱われるべきものとする。ただし、第一級混血児に関しては、第五条第二項において例外規定が設けられ、以下に掲げる条件のいずれかに該当する場合、その者はもはや「ユダヤ人混血児」ではなく、「法律上のユダヤ人」であるとみなされた。即ち、①「『市民法』の公布の時点、既にユダヤ教会に所属し、又はそれ以後所属した者」、②「『市民法』の公布の時点、既にユダヤ人と結婚し、又はそれ以後結婚した者」、③「『血の保護法』の発効の日以後に締結されたユダヤ人との婚姻から生まれた者」、④「ユダヤ人との婚姻外の交際により一九三六年七月三十一日以後に生まれた者」がそうであった。何故、彼らがユダヤ人とみなされなければならなかったのか。もともと、『命令』が第一級混血児を原則的にドイツ人血統者と同等に取り扱われるべきものとした背景には、彼らの所有するドイツ人の血の存在があった。ところが、①と②のケースについては、シュトゥカルト等が指摘するように、ユダヤ教会への所属、ユダヤ人との結婚は、「ユダヤの本質への信仰告白」として、その者がドイツ人の血ではなく「ユダヤ人の血の圧倒的影響」の下に置かれていることを証明するものであり、その限り、もはや彼らの血をドイツ人の血と同様に取り扱い、保護する必要は何ら存在しないというわけであった。③⁴⁰ それに対し、後の二つのケースについては、事情が異なっている。『血の保護法』および後に紹介する『血の保護法のための第一命令』は、ドイツ人とユダヤ人の結婚・性交渉を禁止したものの、第一級混血児の誕生が予想されるすべての婚姻・性交渉がその中に含まれていたわけではない。たとえば、ドイツ国籍を有するユダヤ人とドイツ人血統を有する外国人の婚姻・

性交渉がそうであった。これら二つのみなし規定の目的は、法律によつては禁止されていないものの、人種的に望ましくない墮落した結合を行おうとするドイツ人血統者への「警告」にあつたとされる。⁽⁴⁾

『ライヒ市民法のための第一命令』がユダヤ人に関し最終的な定義を下し、また新たに「ユダヤ人混血児」なるカテゴリーを設けたことに伴う措置として、ライヒ内務大臣は、一月一日、『血の保護法のための第一命令』を公布し、その中で、『血の保護法』第一条が規定する婚姻禁止に加え、第二条において、ユダヤ人とドイツ国籍を有する第二級混血児との婚姻を、第三条において、ドイツ国籍を有する第一級混血児とドイツ国籍を有するドイツ人血統者またはドイツ国籍を有する第二級混血児との婚姻を、第四条において、ドイツ国籍を有する第二級混血児間の婚姻をそれぞれ禁止する措置をとつた。その他、第六条は、「そこからドイツ人の血の純粹性の維持を危殆ならしめる子孫の誕生が予想される」婚姻を一般的に禁止したが、これは、ユダヤ人以外の異種の血、とりわけフランスによるラインラント占領時代に生まれたネグロとの混血児やジプシーとの混血の防止を目的とするものであつた。⁽⁵⁾

これらの婚姻障害事由は、一九三五年一〇月一八日の『ドイツ民族の遺伝的健全性を保護するための法律』第一条第一項に規定する遺伝病、禁治産、精神的障害等の婚姻障害事由を補完するものであり、『婚姻健全法』がドイツ民族の血の「強化」を目的とするものであつたのに対し、『血の保護法』および『第一命令』は、ドイツ民族の血の「浄化」を指すものであつたといえよう。この内、第二条の禁止は、『市民法のための第一命令』が第二級混血児をライヒ市民と同等視したことからする当然の結論であつた。第四条の狙いが「人種混合をできるだけ速やかに解消することにあつた」として、⁽⁶⁾ 第三条に関しては、いささか事情が複雑であつた。ここでの婚姻禁止は無条件ではなかつた。「ライヒ内務大臣及びフューラー代理又はそれらが指定する官署の裁可」が存在する場合、例外的に禁止が解かれた。これは、第一級混血児がドイツ人の血とユダヤ人の血をそれぞれ半分もつことからする特例的措置であつたと考えられる。つまり、この

場合、ユダヤ人との婚姻を禁止する強い必要性は存在しなかったし、かといって、ドイツ人血統者等との婚姻を無条件に容認する理由もなかったのである。そのため、一方で、『市民法のための第一命令』がユダヤ人との婚姻を許可する代りに、その者を法律上のユダヤ人とみなし、他方で、『血の保護法のための第一命令』はドイツ人血統者との婚姻をラ
イヒ内務大臣およびフューラー代理または彼により選任された者の裁可を条件に例外的に認めることとしたのである。⁴⁶
第六条の禁止は、ドイツ民族にとつて有害となる異種の血がユダヤ人のそれに限られるものではなかったことからする
当然の措置であつたと考えられる。⁴⁷

『血の保護法』および『第一命令』が新たに人種上の婚姻障害事由を設けた結果、これ以後、すべての婚約者は、『戸籍法』第四五条に定める婚姻締結手続きに際し、戸籍吏に対し自らの出自に関する証明を義務づけられることとなつた。しかし、同時に婚姻締結を滞らせる事態を避けるため、ライヒ兼プロイセン内務大臣は、各ラント政府に宛てた十一月二六日付けの『回状』⁴⁸の中で、『法律』及び『命令』に定められた条項の執行によつて、ドイツ民族の圧倒的多数を占めるドイツ人または類縁の血を有する人々に不必要な負担を強いることのないよう配慮し、そのため、「出自に関する証明の要求は無条件に必要な場合」に限定する旨を通告した。出自の証明の方法に関し、『回状』は以下の指針を与えている。「婚姻予告に際し、婚約者の出自の証明のため、当事者本人の出生証明書の他に、彼らの両親の婚姻証明書、非嫡出子の場合には、母親の出生証明書、父親が判明している場合には、その者の出生証明書を、提出すべきものとする。婚約者は、さらに、人種帰属および祖父父母の宗教について承知する事柄を書面または調書でもって確認するとともに、その際、自らの出自に関する陳述が良心にもとづいて行われたことを宣誓すべきものとする。戸籍吏は、それ以上の説明を婚約者に求めることはできない。ただし、当事者から主張された出自とは異なる出自の可能性を明らかにする一定の事実が知られた場合、戸籍吏は、更なる証明書、とりわけ祖父父母の婚姻証明書の提出を要求しうるものとする。」ただ

し、『第一命令』第六条が定める婚姻障害事由については、第七条が、「婚姻締結に際し、すべての婚約者は、婚姻健全法第二条に定める婚姻能力証明書によつて、第六条に定める婚姻障害事由が存在しないことを証明しなければならぬ」との特別の規定を設けていた。単なる戸籍吏による出生証明書等の書類審査にとどらず、医学的調査を必要とする保健衛生官署発行の「婚姻能力証明書」の提出が求められた理由として、シュトウカルト等は、たとえば、フランスによるラインラント占領時にネグロとの間に生まれた混血児——彼らの多くは非嫡出子であった——がそうであるように、一見異人種であることが明らかであるにもかかわらず、両親が確認されえないとか、あるいは嫡出性に関する適用法が外国法であるとかの理由により、添付された証明書からは異人種であることを確実に証明しえない、そうしたケースの存在が考えられることを挙げる。もつとも、保健衛生制度の整わないことを理由に、第一七条は、「第七条の発効時点」の決定をライヒ内務大臣に委ね、それまでは、婚姻能力証明書の提出を「疑わしい場合」に限定した。これを受け、先の内務大臣『回状』では、「疑わしい場合」として、「婚約者が異人種であることの故にドイツ人の血にとつて不都合な子孫の誕生が予想される場合（たとえば、ドイツ人血統者とジプシー、ネグロ、その他の有色人種との婚姻）」が挙げられている。

これらの詳細な規定にもかかわらず、ドイツ民族の血の純粋性を保護する上で、ユダヤ人等異人種との婚姻禁止は必ずしも十分な措置とはいえなかった。それというのも、血の純粋性は何も「婚姻」によつてのみ脅かされるものではなくったからである。『血の保護法』が、第一条の定める「婚姻禁止」の補完として、第二条において、「ユダヤ人とドイツ人の血またはそれと類縁の血を有する国籍所有者との婚姻によらない交際 (auBerhehlicher Verkehr)」を禁止し、さらに第五条第二項において、違反者に対する罰則規定を設けたのはそうした理由からであった。⁽⁵⁾

それでは、「婚姻によらない交際」とは何であつたのか。社会的、経済的交際を含むものでなかつたことは当然として、

必ずしも明確ではないこの概念につき、『第一命令』は、「法律第二条に規定する婚姻によらない交際」を「性交渉（Geschlechtsverkehr）」に限定するとの明文の規定を設けた。もともとこれにより一切の疑問が解消されたわけではない。「性交渉」は従来の刑法典にも見られない新たな概念であった。「性交渉」とは何であったのか。それは、交際、つまり性器の結合のみを意味するのか、それとも、相互的オナニーといった交際類似の行為、さらにはその他の性的行為たとえば、キス、抱擁、猥褻行為をも含むのか。この問題に関する検事総長の質問に答えたライヒ裁判所刑事大部の一九三六年二月九日付けの決定は、「性交渉は一切の猥褻行為（unzüchtige Handlung）を含むものではない。しかし、交際（Beischlaf）に限定されるものでもない。性的行動、即ち、交際とは異なつた方法でもつて一方の当事者の性的欲求を満足させる行動——積極的行為であれ、消極的受容であれ——もまた禁止される」との判断を下した。当該行為がここにいう「性交渉」に該当する限り、当事者の人種に対する自覚の程度、その者のもつ人種的価値、生殖能力の有無、相手方との関係、行為の継続性は問題ではなかつた。重要なことは、ドイツ人血統者の交渉相手が、男性か女性かに関係なく、ユダヤ人であるということにあつた。

『血の保護法』は、婚姻、婚姻外の性交渉の他に、第三条において、「ユダヤ人がドイツ人の血またはそれと類縁の血を有する四五才以下の女子国籍所有者をその家庭内において雇用すること」を禁止した。これは、当該労働の特殊性および経済的依存関係により、ユダヤ人男性の側からの性的誘惑に晒されやすいドイツ人女性の「血と名誉を保護する」ことを目的とするものであつたとされる。罰則として、第五条は、違反者に対し、「一年以下の軽懲役並びに罰金、またはその何れか一方の刑罰」を規定する。従事者が「女性」であること、女性が「ドイツ人血統」および「ドイツ国籍」を有し、「四五才以下」であること、そして、雇用が「ユダヤ人家庭内」で行われること、以上が雇用禁止の条件であつた。

『法律』の適用に際しとりわけ問題となる最後の条件に關し、『第一命令』は、第二二条において詳細な規定を設けている。雇用禁止の対象となるユダヤ人家庭は、「ユダヤ人男性が家長であるか、または家共同体の一員である」家庭に限られた。これは、先の立法理由からする当然の措置であり、したがって、成人男性のいない家庭は雇用禁止の対象から外された。「家庭内で雇用された者」とは、「雇用關係の枠内で家共同体の一員となった者、あるいは日常的家事労働、または家政と關係するその他の日常的労働に従事する者」がそうであった。この内、「家共同体の一員となった者」としては、住み込みの女中、雑役婦、子守、料理女、小間使等が典型的なケースとして挙げられる。ただし、「家共同体(Hausgemeinschaft)」の概念は、『民法典』第一五七一条第二項等に見られる「家族共同体(häusliche Gemeinschaft)」とは異なり、『法律』の目的に即し広く解釈されるべきであるとするのが一般的な見解であった。したがって、一つ屋根の下での共同生活は必要でなかったし、労働は家事労働に限られなかった。たとえば、ユダヤ人商店に雇用され、その間、隣接する雇用主の家で朝食、昼食を家族と共にした売り子は「家共同体の一員」であるとみなされた。⁽⁶⁾この他、「日常的家事労働」とは、家政の維持のために主婦により行われ、あるいは経済的に裕福な家庭の場合補助者を雇うのが通常である労働が、また「家政と關係する労働」とは、家事労働そのものではないが、しかし家政と何らかの仕方で關係する労働がそうであった。⁽⁶⁾前者の例として、通いの女中、掃除婦、洗濯女等が、後者の例として、庭師等の仕事が挙げられる。いずれの場合にも、「雇用關係」は、労働法にいう一定の雇用契約を必要とするものではなく、⁽⁶⁾何らかの労働が行われ、それに対し報酬が支払われるというだけで十分であるとされた。

『人種法律』に至るユダヤ人立法が例外的な免除規定を設けていたように、『市民法のための第一命令』および『血の保護法のための第一命令』もまた、それぞれ第七条および第一六条において、フューラー兼ライヒ首相に対し、施行令に定める条項の適用免除を許可する権限を付与している。シュトゥカルト等によると、これは、二つの『法律』が非常

に多様な生活関係に関わり、その結果、法律の予想しない、立法目的を逸脱した厳格さを人々に要求しかねない、そうした事態を回避するためにとられた措置であるという。⁽⁶⁶⁾ 手続きの詳細は、一二月四日付けのライヒ兼プロイセン内務大臣の『回状』⁽⁶⁷⁾が規定する。申請手続きは、原則として、申請者から居住地のラント政府等の上級行政官署に対して行われ、管轄権を有するナチス党管区指導者の了解を得た上で、ライヒ内務大臣を経由して、最終的にフューラー兼ライヒ首相の手により裁可が下される段取りとなっていた。「免除の許可は、完全に特別な例外的ケースに限られる」と『回状』はいう、「つまり、これらの条項は民族と国家の再構成のための基礎となるべく生み出されたものであり、したがって、適用免除は、申請者の利益だけではなく、全体の観点からみて、十分根拠のあるものであると認められる場合でなければならぬ。……申請をただちに却下するに至らないと思われる場合、上級行政官署は、申請者の人格の評価のために必要な調査を行うものとする。その際、その者の人格、とりわけ人種的、精神的、性格的特徴、世界大戦への参加の有無、政治的信頼性についての確認を行わなければならない。その他、その者の家族史ならびに自らの申請を正当化するために主張された根拠の正当性についての調査が必要である。」

(1) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 433.

(2) 官吏以外の「被傭者」、「勞務者」についても、九月二八日付けのライヒ内務大臣『命令』(Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 678)が、「行政上止むを得ない事情がある場合」を例外とし、「アーリア人血統を有しない者」の他、「アーリア人血統を有しない者と結婚している者」を「任用してはならない」とする。

(3) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 575.

(4) プロイセンでは、一九三四年六月二二日、法務大臣が、司法官吏に対し(Deutsche Justiz. 1934. S. 756f.)、また、七月一日、内務大臣が、官吏に対し(Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1934. S. 952.)、それぞれ婚姻に

際」配偶者となるべき者のアーリア人血統の証明を義務づける措置をとっている。

- (5) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 713.
 - (6) Reichsministerialblatt. 1933. S. 672.
 - (7) Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I. S. 399.
 - (8) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 192.
 - (9) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 594.
 - (10) Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1935. S. 629.
 - (11) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 609.
 - (12) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 769.
 - (13) 『国防法』が定める婚姻許可に関し、ライヒ国防省は、一九三六年四月一日、『婚姻命令』(Heeres Verordnungsblatt. 1936. S. 121.)を布告し、婚姻許可の条件として、申請者が「満二五才以上であるかまたは六年間国防奉仕を行った」こと、他「婚約者がドイツ人または類縁の血を有すること」、「婚約者が文句のない評判を有し、その者自身及び家族が尊敬に値し、国家に対し忠実である」こと、「申請者及び婚約者が無債務である」こと、「家政の維持が経済的に保障されている」こと、「婚姻健全法の諸前提が充たされている」ことを挙げている。
- 『労働奉仕法』が定める婚姻許可に関し、ライヒ内務大臣は、一九三五年一〇月一日、『第二施行令』(Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1215.)を公布し、婚姻許可の条件として、申請者が「満二五才以上である」こと、他「女性婚約者の側が「アーリア人血統を有する」こと」、「良き評判の持ち主である」こと、「道徳的に健全である」こと、「正常な経済的環境において生活するものである」ことを挙げている。この条項がもつぱら男性申請者を想定したものであったことは、女性の労働奉仕への参加が、『法律』第一条の規定にもかかわらず、一九三九年九月四日に『女性に対する労働奉仕義務実施に関する命令』(Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I. S. 747.)が公布されるまでの間、本人の自発的意思に委ねられていたことによるものと思われる。

(14) 本人のアーリア人血統の所有に関し、五月二九日の『徴兵検査及び召集に関する命令』(Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 697.)は、徴兵検査の際、国防奉仕義務を負う者に対し、「綿密な調査の結果、私が非アーリア人であり、あるいは私の両

親の一方または祖父母の一人がユダヤ教の信徒であることを伺わせるに足る一切の事情が存在しないこと」の宣言を義務づけた。

- (15) Verhandlungen des Reichstags. Bd. 458. S. 57.
- (16) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1146.
- (17) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1146.
- (18) Verhandlungen des Reichstags. Bd. 458. S. 59.
- (19) A. Hitler, "Mein Kampf" (1925/27 [1934]) S. 490f.
- (20) A. Rosenberg, "Der Mythos des 20. Jahrhunderts." (1930 [1939]) S. 579, 595.
- (21) 本章二(七)参照。
- (22) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht. "1a-24. S. 1 (neu).
- (23) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1333.
- (24) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht. "1a-23. S. 5 (neu); W. Stuckart/H. Globke, "Kommentare zur deutschen Rassengesetzgebung. Bd. 1." (1936) S. 59.
- (25) Reichsgesetzblatt. 1924. Teil I. S. 159.
- (26) Pfundtner/Neubert, a. a. O.
- (27) ライヒ市民たる主観的条件に関し、フリックは以下の注釈を付け加えている。「ライヒ市民権はライヒ市民証書の交付により得られる。取得のための個々の条件は今後具体化されるであろう。とりわけ、その際、ドイツ民族への奉仕の意思と能力の証明がどのように行われるかが決定されることになる。その場合、規則上、労働奉仕義務や国防義務の履行が求められねばならないであろう。……ライヒ市民権の授与がナチス党員に限定されるといったことはありえない。ドイツ民族の大多数がライヒ市民となることができる。例外は、ライヒおよび民族に反抗し、懲役刑を受けたり、その他類似のケースに該当する人物のみである。」(Deutsche Juristen Zeitung. 1935. S. 1391.)
- (28) Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 7 (neu); F. Rutke, Juristische Wochenschrift. 1935. S. 1374.
- (29) Pfundtner/Neubert, a. a. O.; W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 55; A. Gütt/H. Linden/F. Maßfeller, "Blutschutz-

- und Ehegesundheitsgesetz. "(1936) S. 202.
- (8) Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1935. S. 1429.
- (15) Pfundtner/Neubert, a. a. O.
- (32) Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 8 (neu).
- (33) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 64.
- (35) RdErl. d. RuPrMdl. vom 26. 11. 1935, Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1935. S. 1429.
- (36) Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 8 (neu) f.
- (38) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 64.
- (37) 逆に、『人種法律』の適用免除を目的とするナチヤ人のキリスト教への改宗に関して、ライヒ内務大臣は「一九三六年一月四日付の『回状』(ed.) J. Walk, "Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. "(1981) S. 172.)に於て「『改宗者』入種問題に關し、臣の解釋を以てせむべからず、之の方途を求むべし」。
- (39) RG. Urt. vom 2. 9. 1936, Juristische Wochenschrift. 1936. S. 3052f.; RG. Urt. vom 7. 1. 1937, Juristische Wochenschrift. 1937. S. 881f.; RG. Urt. vom 22. 4. 1937, Juristische Wochenschrift. 1937. S. 1781f.; RG. Urt. vom 10. 1. 1939, Juristische Wochenschrift. 1939. S. 625.; RG. Urt. vom 23. 12. 1940, Deutsches Recht. 1941. S. 772f.
- (55) RdErl. d. RuPrMdl. vom 26. 11. 1935, Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1935. S. 1429.
- (40) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 75f.; Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 6(neu), 11 (neu).
- (41) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 76f.; Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 11 (neu).
- (42) Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1334.
- (43) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht. "Ia-24. S. 7 (neu).
- (44) Pfundtner/Neubert, a. a. O.
- (45) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 127f.
- (46) 裁可のための手續を以て、二月十三日付けのライヒ兼プロンセン内務大臣の『回状』(Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1936. S. 11.)に規定する。『回状』に於て、第一級混血児から居住地のライヒ政府等の上

級行政官署に対し文書により提出された婚姻許可願は、民族の保健衛生を管轄するナチス党指導者の了解を得た上で、ライヒ内務省に設けられた婚姻許可に関する委員会——「ドイツ人の血の保護のためのライヒ委員会」(Rat der Reichs-Mitglieder vom 17.1.1936, Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung, 1936, S. 135)——に送付され、フェーラー兼ライヒ首相により選任された七名の委員からなる委員会が最終的な決定を下す段取りになっていた。その際、『回状』は、申請を受けた上級行政官署に対し以下の調査を義務づけている。「とりわけ、申請者の肉体的、精神的、性格的特徴、世界大戦への参加の有無、政治的信頼性、人種的特徴を明らかにするものとする。加えて、申請者の家族史についての調査が行われなければならない。その際、特に、当該家族がドイツに定住するに至った時期、家族の職業の内容、国防奉仕の経験の有無、さらに、ドイツ人血統をもつ場合、ドイツ精神生活への参加の有無等々について留意しなければならない。保健衛生官署による調査を指示し、その場合、調査はとりわけ申請者の人種的特徴にまで及ぶことが必要である。以上の調査は、同様に相手方婚約者に対しても行われるべきものとする。」

(47) 禁止条項に違反して締結された婚姻の効力について、『命令』第八条は、『命令』第二条違反の場合、『法律』第一条と同様に無効とし、かつ違反者に対し同様の刑罰威嚇を行うのに対し、『命令』第三条および第四条、第六条違反の場合、婚姻そのものを有効とみなし、刑罰威嚇も行わないとする。ただし、これらの禁止に違反して婚姻締結手続きを行った戸籍吏は、『戸籍法』第六九条による処罰を免れなかった。

(48) Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung, 1935, S. 1429.

(49) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 136f.

(50) なお、『法律』は刑罰威嚇の対象を「男性」に限定するものとしたが、その理由として、シュトゥカルト等は、「婚姻によらない性交渉においては、通例、男性の側が決定的な役割を演じる」こと、「もし女性もまた刑罰威嚇の対象とされた場合には、男性側が告訴をちらつかせ脅迫によつて性交渉の継続を強いる恐れが生じる」ことを挙げている。(W. Stuckart H. Globke, a. a. O., S. 122.)

(51) 『法律』が定める処罰の他に、秘密国家警察局は、一九三五年九月一八日、「人種汚辱の罪に連座した者を保安拘禁すべき」旨を命令し(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 131)「ちなみに、保安警察長官は、一九三七年六月一二日、ユダヤ人について、刑罰の終了後、一切のケースにつき保安拘禁を執行すべきかを検討すること、またユダヤ人女性については、訴訟手続きの終了後

- 即時の禁禁を行へりよき命令くだ。(ed.) J. Walk, a. a. O., S. 191f.)
- (27) Großer Senat für Strafsachen. Beschl. vom 9. 12. 1936, Entscheidungen des Reichsgerichts in Strafsachen. Bd. 70. 1937. S. 375ff.
- (28) RG. Urt. vom 4. 1. 1937., Juristische Wochenschrift. 1937. S. 468.
- (29) RG. Urt. vom 24. 7. 1936, Juristische Wochenschrift. 1936. S. 2714.
- (30) R. Leppin, Juristische Wochenschrift. 1937. S. 3078.; W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 112.
- (31) ただし、『第一命令』第二三条第三項は、『法律』の公布時に既にユダヤ人家庭において家事労働に就いていたドイツ人女性につき、一九三五年二月三日の時点で満三五才に達していた場合に限り、従来雇用関係の継続を承認した。
- (32) R. Leppin, Juristische Wochenschrift. 1938. S. 1864.; Pfundtner/Neubert, a. a. O., S. 3 (neu).
- (33) 「四五才以上」としての年齢制限は、女性の受胎能力の観点から設けられたものである。(R. Leppin, a. a. O., S. 1865.)
ただし「シネトウカルト等は、『法律』が明確に「ユダヤ人の名譽の保護」を謳っている理由で、当事者の生殖能力の有無は問題にならない。(W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 114.; W. Gerber, Reichsverwaltungsblatt. 1936. S. 544.)
- (34) F. Maßfeller, Juristische Wochenschrift. 1935. S. 3428. 成人男性の年齢として「シネトウカルト等は満一六才以上を基準。(W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 114.; W. Gerber, a. a. O., S. 541.)
- (35) R. Leppin, a. a. O., S. 1863f.
- (36) RG. Urt. vom 17. 12. 1936, Juristische Wochenschrift. 1937. S. 469.
- (37) RG. Urt. vom 22. 11. 1937, Juristische Wochenschrift. 1938. S. 34.
- (38) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 115.
- (39) RG. Urt. vom 8. 10. 1937, Juristische Wochenschrift. 1937. S. 3217.
- (40) R. Leppin, a. a. O., S. 1865.
- (41) W. Stuckart/H. Globke, a. a. O., S. 79, 145.
- (42) Ministerialblatt für die Preussische innere Verwaltung. 1935. S. 1455.